

由布市告示第75号

平成21年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成21年5月29日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	渕野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
丹生 文雄君	三重野精二君

---

○応招しなかった議員

後藤 憲次君

---

---

平成21年 第1回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成21年5月29日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

平成21年5月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第7 議案第50号 高規格救急自動車の購入について
- 日程第8 議案第51号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第52号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第53号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 発議第2号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第7 議案第50号 高規格救急自動車の購入について
- 日程第8 議案第51号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第52号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第53号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 発議第2号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

出席議員（24名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

---

欠席議員（1名）

24番 後藤 憲次君

---

欠 員（1名）



- 税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長の飯倉でございます。よろしくお願いを致します。
- 教育次長（島津 義信君） おはようございます。教育次長の島津でございます。よろしくお願い致します。
- 消防長（浦田 政秀君） おはようございます。消防長の浦田でございます。よろしくお願い致します。
- 消防本部総務課長（平松十四生君） おはようございます。消防本部総務課長の平松でございます。よろしくお願い致します。
- 挾間振興局長（米野 啓治君） おはようございます。挾間振興局長の米野でございます。よろしくお願い致します。
- 庄内振興局長（佐藤 和明君） おはようございます。庄内振興局長の佐藤和明でございます。よろしくお願い致します。
- 湯布院振興局長（佐藤 和利君） おはようございます。湯布院振興局長の佐藤です。よろしくお願い致します。
- 産業建設部長（佐藤 省一君） おはようございます。産業建設部長の佐藤です。よろしくお願い致します。
- 環境商工観光部長（平野 直人君） おはようございます。環境商工観光部長の平野です。よろしくお願い致します。
- 健康福祉事務所長（秋吉 敏雄君） おはようございます。健康福祉事務所長の秋吉です。どうぞよろしくお願いを致します。
- 農政課長（志柿 正蔵君） おはようございます。4月1日より農政課長になりました志柿正蔵です。よろしくお願い致します。
- 保険課長（生野 博文君） おはようございます。4月1日より保険課長を仰せつかりました生野です。よろしくお願い致します。
- 農業委員会事務局長（井 正弘君） おはようございます。農業委員会局長の井であります。よろしくお願いを致します。
- 健康増進課長（衛藤 義夫君） おはようございます。健康増進課長の衛藤です。どうぞよろしくお願い致します。
- 建設課長（房前四男美君） おはようございます。建設課長の房前です。よろしくお願い致します。
- 商工観光課長（松本 文男君） おはようございます。商工観光課の松本です。よろしくお願い致します。
- 福祉対策課長（加藤 康男君） おはようございます。福祉対策課長の加藤です。よろしくお願い

願います。

○議会事務局長（野上 安一君） 議会事務局長の野上です。よろしくお願いします。

---

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。湯布院地方ではほぼ田植えも終了し、庄内、挾間では田植えの準備が始まりました。ほぼ1ヶ月の農作業の作付けの体系が異なる自治体も、全国的には珍しいもののようにあります。田植え時期にあたり、昨日も報道されていましたが、今年は春先の少雨で、市内の一部地域は水不足が危惧されていると聞いております。梅雨入りを前に水不足解消を期待したいところであります。

さて、本臨時会は承認4件、議案4件、議員提出議案1件が予定されています。よろしく審議方をお願い致します。

それでは会議に先立ちまして、去る5月27日、東京日比谷公会堂で開催されました「第85回全国市議会議長会定期総会」において、永年勤続者の表彰が行われ、当由布市議会から西郡均議員が10年以上勤続表彰を受けられましたので報告を申し上げ、ただいまより伝達を行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議会事務局長（野上 安一君） それでは議長、よろしくお願いします。

○議長（三重野精二君） 表彰状。由布市、西郡均殿。あなたは市議会議員として12年、市政の振興に勤められ、その功績は著しいものがありますので「第85回定期総会」にあたり、本会表彰規定により表彰致します。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正。プラチナのバッジもあります。（拍手）

お慶び申し上げます。本当に長い間ご苦勞でありました。こういう全国表彰を受けられましたことでもありますので、ぜひとも由布市議会の模範になるように、今後とも活躍をご祈念申し上げます。おめでとうございます。（拍手）

○議長（三重野精二君） それでは、本臨時会の開会にあたり、招集者であります市長より挨拶を頂きます。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。まず最初に、永年勤続表彰を受けられました西郡議員さんに心からお慶び申し上げたいと思います。おめでとうございます。

さて、先ほど議長のご挨拶にもありましたけれども、市内の湯布院地域では田植えもほぼ終了致しております。庄内、挾間地域ではこれから田植えの準備が進むところではありますが、庄内地域の一部では水不足ということで、大変心配をされている状況がございますが、天候によりまして水がたくさん出来ることを期待しているところであります。また、議員皆様方には

お変わりなくご活躍のこととお慶びを申し上げたいと思います。

昨年度末以後、湯布院地域塚原の野焼き事故や消防職員の訓練中の死亡事故等で、議員皆様方には、本当に大変なご心配やご心労をおかけしたことを、皆さん方に感謝を申し上げたいと、またお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日は、平成21年第1回の臨時会を招集致しましたところ、大変ご多忙のなか、議員皆様さんのご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。本臨時会では、専決処分案件4件、議案4件を提出致しております。慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は24人です。後藤憲次議員から所用のため欠席届が出ております。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第1回由布市議会臨時会を開会します。執行部より市長、副市長、教育長、各部長、及び関係課長の出席を求めております。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、25番丹生文雄君、1番小林華弥子君の2名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定について、を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定致しました。

---

### 日程第3. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正

する条例」

日程第4. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

日程第5. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第6. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」

日程第7. 議案50号 高規格救急自動車の購入について

日程第8. 議案第51号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第9. 議案第52号 由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

日程第10. 議案第53号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第11. 発議第2号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（三重野精二君） これより議事に入ります。日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」から、日程第11、発議第2号「由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」までの9件を上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。まず、承認第2号から議案第53号までについて、市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本臨時会でご審議をお願い致します案件は、専決処分の承認4件、財産の取得となります物件購入1件、条例の一部改正が3件、合わせて8件でございます。それでは、提案理由を順次ご説明申し上げます。

最初に、承認第2号から承認第5号までは専決処分の承認を求めるものでございます。

まず承認第2号、「由布市税条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。今回の主な改正といたしましては、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設でございます。これは所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、個人住民税から最高で9万7,500円を限度に控除するものでございます。

承認第3号、「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」でございますが、主な改正は、一部地方税の課税免除、または不均一課税に伴う適用期間が延長したことによるものでござい

ます。

承認第4号、「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございますが、主な改正は、介護納付金の課税賦課限度額を現行の9万円から10万円に切り上げたことによるものでございます。

以上、承認第2号から第4号につきましては、平成21年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分し、4月1日に公布、施行したものでございます。

次に、承認第5号、「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」の専決処分を求めることについて、ご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、雇用状況が大変厳しいなか、国が雇用、就業機会の創出事業として、緊急雇用創出事業交付金の予算を計上したことから、由布市においても早急に雇用対策に取り組むため、臨時職員の雇用経費である賃金、及び社会保険料等の関連予算を地方自治法第179条第1項の規定により、4月1日付けで専決処分をいたしたものでございます。

次に、議案第50号、「高規格救急自動車の購入について」、ご説明を申し上げます。平成13年に、湯布院出張所に配備された普通救急車の老朽化、及び消防車の救命効果の向上と、救急業務の高度化を進める等の理由により、普通救急車から高度救命措置機械を搭載した高規格救急自動車へ買い換えるため、5月20日に指名競争入札を執行した結果、大分トヨタ自動車株式会社が、消費税を含めまして3,937万5,000円で落札、5月21日付けで仮契約を締結いたしました。つきましては、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号、「由布市職員の給与に関する条例の一部改正について」、ご説明を申し上げます。今回の改正は、民間の夏季一時金が前年より大きく減少することが伺われることから、何らかの調整措置を講じることが適当としながらも、現時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握出来ないことから、暫定的な特例措置として、人事院が5月1日、大分県人事委員会が5月12日、6月支給の期末手当及び勤勉手当に関し臨時勧告したための改正でございます。改正内容につきましては、6月支給の期末勤勉手当、現行2.15月分を、1.95月とし、0.2月分を凍結するものでございます。内訳といたしましては、期末手当1.4月を1.25月とし、0.15月分の凍結。勤勉手当0.75月を0.7月とし、0.05月分を凍結するものでございます。

次に、議案第52号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正、及び議案第53号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正は、議案第51号と同様の、人事院、及び大分県人事委

委員会の臨時勧告に基づき、一般職の職員に準じて改正するものでございます。改正内容につきましては、6月支給の期末手当、現行1.6月を1.45月とし、0.15月分を凍結するものでございます。以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部長、課長からご説明を申し上げますので、何卒慎重なるご審議のうえ、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。まず、日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） それではご説明いたします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由布市税条例（平成17年条例第64号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成21年5月29日提出、由布市長。次ページをお願いいたします。専決処分書。下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成21年3月31日、由布市長。由布市税条例の一部改正の主な改正についてご説明を申し上げます。今回の主な改正内容でございますけれども、まず第1点目として、先ほど市長も申し上げましたように、個人住民税における住宅ローンの特別控除が創設をされました。対象者は所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成21年から平成25年までの入居者を対象に、所得税の住宅ローン控除額のうち所得税で控除しきれなかった額を、平成22年度の住民税から控除するという制度が創設をされております。2点目でございますけれども、上場株式の配当、譲渡益に対する軽減税率の延長でございますけれども、平成20年12月31日で廃止の予定となっております、上場株式の配当、譲渡益に対する軽減税率が3年間延長されることとなりました。延長期間は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までということで、住民税におきましては、22年度から24年度までの住民税が対象となろうかと思っております。税率は住民税3%となります。3点目は、土地等の譲渡所得等にかかる特別控除の創設でございますけれども、個人または法人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した、国内にある土地等で、その年の1月1日において、5年を越えるものの譲渡したものににつきましては、その年中に譲渡した土地等にかかる所得の金額から1,000万円を引きます、控除しますよという制度でございます。新たに1,000万円の控除という制度が創設されております。4点目は、医療関係者の養成所にかかる非課税措置の創設でございますけれども、一般社団法人及び一般財団法人、これは非営利型の法人に限られますけれども、それと社会

医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合、及びその連合会、並びに国家公務員共済組合、及びその連合会が設置する助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科技工士、及び歯科衛生士の養成所の固定資産について、非課税とする措置が講じられることとなりました。5点目は、土地にかかる固定資産税の負担調整措置の延長でございますけども、平成18年度からの土地にかかる負担調整措置の仕組みが、さらに平成23年度まで3年間延長されたということになります。このような新たな制度の創設、軽減税率の延長等による所要の改正をいたしております。以上、専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例（平成17年条例第65号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成21年5月29日提出。由布市長。次ページをお願い致します。専決処分書。下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成21年3月31日。由布市長。次のページに改正内容をご載せておりますけども、由布市税特別措置条例（平成17年条例第65号）の一部を次のように改正する。第3条中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改めるものでございます。これは、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等の定める省令でございますけども、この期間が延長されたことによるものでございます。次の第6条中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。でございますけども、これは過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令でございますけども、この期間の延長によりまして、過疎法の期限であります平成22年3月31日まで延長するものでございます。次に第7条中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。これは「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」第20条の地方公共団体等を定める省令でございますけども、この期間の延長によりまして、平成23年3月31日に改正をするものでございます。附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、詳細説明を求めます。保険課

長。

○**保険課長（生野 博文君）** 保険課長の生野です。詳細説明をさせていただきます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成21年5月29日提出。由布市長。専決処分書。下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成21年3月31日。由布市長。記。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の施行により、国民健康保険税介護納付金課税賦課限度額の引き上げ等、条例の一部を改正する必要性が生じたため。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。由布市国民健康保険税条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。条文では、1ページの第3条第4項から第22条第2項まで、附則第13項から附則第20項までを2項繰り下げ、新たに附則第14項を加え、附則第10項から附則第12項までをそれぞれ第1項繰り下げ、1ページ最後から2ページにわたりますが、新たに附則第10項を加えまして、一部改正いたしました条文等について記載をしております。また、末尾の1ページから7ページまでには一部改正に伴う新旧対照表を添付いたしておりますので参照願いたいと思います。改正の主なものを申し上げますと、介護納付賦課限度額が「9万円」から「10万円」となりました。また、条例第22条第2項は昨年度より国保税の2割軽減につきましては申請が不要となったため、削除いたしました。次に附則ですが、上場株式等にかかる配当所得について申告分離課税が創設されたこと。それと同一年中、または過去3年間以内に生じた上場株式等にかかる譲渡損失の金額と、申告分離課税を行った上場株式等にかかる配当所得との間で、損益通産をすることが出来る特例が創設されたこと。また、土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除等の創設でありまして、個人が平成21年及び22年中に譲渡した場合に限り、1,000万円の特別控除がある規定等の改正であります。以上であります。

○**議長（三重野精二君）** 次に日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」について、詳細説明を求めます。財政課長。

○**財政課長（長谷川澄男君）** 財政課長の長谷川です。それでは私の方から、承認第5号ということで、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成21年5月29日提出。由布市長。次

ページをお願いします。専決処分書。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成21年4月1日。由布市長。理由としましては、緊急に雇用する必要が生じたため。

ちょっと中身に入る前に、若干概要をご説明いたしますと、この度の専決処分の予算につきましては、先ほど市長からも説明がございましたけど、雇用環境が大変厳しいなか、国が雇用対策にかかる予算を計上したということで、由布市としましても雇用対策に早急に取り組む必要があるということから、4月から臨時職員を雇用したものでございます。したがって、予算の内容につきましては、雇用にかかる賃金や社会保険料等の予算となっております。専決処分の予算とさせていただいた理由につきましては、先般の全員協議会でもご説明いたしましたが、当初予算の作成のスケジュールとの兼ね合いで、今回の緊急雇用創出事業の臨時特例交付金、これが当初予算に組み込むことが不可能であったということでございます。この雇用にかかる財源でございますが、今回の予算につきましては財政調整基金を充てておりますが、担当課でございます商工観光課が、現在県にこの臨時特例交付金を申請中でございます。したがって、金額が確定した時点で財源の振り分けをしたいと考えております。今回の雇用以外に、6月の補正予算でもこの臨時特例交付金にかかる臨時職員の雇用の補正予算を計上することといたしております。今、お配りをしました資料でございますが、それぞれ2つの交付金、緊急雇用創出の分と、それからふるさと雇用再生、この2つの事業概要とございますが、それを記した資料を差し上げたところでございますが、後ほどご一読願いたいと存じますが、この2つについて概略申し上げますと、由布市としての交付限度額は、緊急雇用創出、この分が2,300万円、ふるさと雇用再生、これが1,000万円の内示を受けております。2つの交付金の共通点としましては、事業期間はそれぞれ21年度から3ヶ年間ということで、国が県に交付金を交付しまして、県がそれに基づいて基金を造成し、市町村に補助金を交付するというものでございます。相違点としましては、緊急雇用の方が市が直接実施する事業も可能であるということに對しまして、ふるさと雇用再生の方は市が直接事業を実施するのは不可となっております。したがって、臨時職員の雇用にかかる事業の財源手立てにつきましては、この緊急雇用創出事業、これの特例交付金ということになります。最近県から入った情報でございますが、この2つある交付金のなかで、緊急雇用の創出分、この交付金だけを今よりも拡充するという通知が入っております。大分県内で、総額で51億9,000万円の追加ということで、まだ市町村ごとの配分については未決定ということでございます。また、要件の方も緩和されておまして、この緊急雇用については、更新1回で期間も6ヶ月以内ということになっていたんですが、これが更新が1回だけOKですよということと、1年間の雇用が可というよ

うに要件も緩和されているところでございます。それでは中身に入らせていただきます。5ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算の事項別明細書ということで、19款の繰入金、これ先ほどご説明いたしましたように、財政調整基金を881万3,000円、歳入として繰入金で受け入れをいたしております。次に6ページ、7ページが歳出でございますが、予算的にこの総務費から消防費までとなっておりますが、雇用した課につきましては、課で申しますと5課ということで、それぞれ1名ずつを雇用しております。予算の中身につきましては、共済費と賃金、それぞれ目ごとに節が2つあがっております。総務費の一般管理費、これを除いては、全部賃金も共済費も同じなんです、一般管理費については若干高くなっております。この理由につきましては、一般管理費の方は作業員の賃金ということで、他の費目よりも単価が高いということで、若干その分が相違しております。まず総務費の一般管理費、これについての補正額が219万3,000円でございますが、これにつきましては、挾間地域振興課の方が1名ということで、内容につきましては、ごみゼロ実施に向けた収集作業等を行う環境保全事業を行うということでございます。それから3款の民生費につきましては、1目の社会福祉総務費で165万5,000円ということで補正になっております。課は福祉対策課の方でございまして、災害時の要援護者の避難支援、このプランの策定事業を行うということでございます。それから6款の農林水産業費、これにつきましては、1目に農業委員会費となっておりますが、農業委員会の方で遊休農地、それから耕作の放棄地、これの適正化推進活動事業のための分で1名雇用ということになっております。それから7ページにうつりまして、4目の畜産業費、先ほど全員協議会で農政課長からも説明があったかと思いますが、畜産の関係ということで、母牛、これのデータ整備を行う事業ということでございます。それから9款の消防費につきましては、常備消防費ということで、消防本部の方で防災安全対策の普及啓発事業ということで1名雇用というふうになっております。承認第5号につきましては以上でございます。

○議長（三重野精二君） 議案第50号——失礼しました。次に日程第7、議案第50号、高規格救急自動車の購入について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（浦田 政秀君） 消防長でございます。詳細説明を行います。議案第50号、高規格救急自動車の購入について。高規格救急自動車の購入について、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成21年5月29日提出。由布市長。1、名称、高規格救急自動車。2、数量、1台。3、購入金額、3,937万5,000円。消費税込みでございます。4、購入先、大分県大分市大字宮崎字口ノ坪1427番地の1、大分トヨタ自動車株式会社、代表取締役、渡邊教和。内容につきましては、この高規格救急自動車は湯布院出張所に配備するもので、湯布院出張所の救急車を更新するものでございます。現在の湯布院出張所の

救急自動車は、平成13年の2月に購入しております。平成18年の2月に本署、挾間町でございますが、高規格救急自動車を導入したときに、本署の救急自動車を湯布院出張所に配置替えをしたものでございます。高規格救急自動車でございますが、これにつきましては、救急救命士が同乗いたしまして、除細動器、気管確保のための器具や輸液用資機材を搭載しており、高度な救急処置が行われる救急自動車でございます。現在、由布市消防本部の方でございますが、救命士が12名ほどいまして、現在2名は大分県消防学校の方で入校中でございます。実質活動者は10名で、今それぞれ本署に2名、庄内に4名、湯布院に4名ということで活動してございます。納入期限は21年10月16日ということになってございます。次ページにつきましては、参考資料でございますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に日程第8、議案第51号、由布市職員の給与に関する条例の改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは議案第51号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。議案第51号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成21年5月29日提出。由布市長。提案理由といたしまして、人事院臨時勧告に伴う国家公務員の期末手当等に関する暫定的な特例措置に準じて、条例の改正を行うものでございます。次ページをお願いいたします。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、人事院、大分県の人事委員会等の勧告、市長の提案理由にもございましたように、大幅な一時金、期末勤勉手当の減額が見込まれるということで、臨時勧告を人事院も出しまして大分県人事委員会もそれに準じて人事院勧告を出したものでございます。内容といたしましては、現行の一般職員につきまして同条例の第2項中の期末手当につきまして、現行「100分の140」となっておりますのを「100分の125」に、0.15月分減額、支給について凍結をするというものでございます。同条第2項につきましては一般職員でございまして、同条第3項中、これは再任用職員でございます。現行「100分の75」を「100分の70」に——失礼いたしました。第3項中につきましては、一般職員から読み替えて、「100分の40」とあるのを「100分の75」とあるのを「100分の25」とあるのを「100分の70」にするということで、「100分の40」を「100分の25」に、任期付再任用につきましてはするものでございまして、先ほど言いましたように、「100分の75」を「100分の70」に、0.05月分ですね。削減をするということになっておるものでございます。同じく勤勉手当につきましても、今説明したのは期末手当でございまして、勤勉手当につきましても同じく職員につきまして「100分の75」を「100分の70」に、0.05月分凍結をするということでございます。次のペー

ジに新旧対照表をつけておりますので、よろしく願いいたします。以上で詳細説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に日程第9、議案第52号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは議案第52号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年5月29日提出。由布市長。提案理由といたしまして、一般職の職員の期末手当等に関する暫定的な特例措置に準じて、条例の改正を行うものでございます。次ページをお願いいたします。特別職の常勤の職員で、これは市長、副市長を指すわけですが、期末手当の支給につきまして、現行「100分の160」を「100分の145」へ、100分の15、月数にしまして0.15月分の減額、凍結をするものでございます。現行条例につきましては附則に項がありませんので、現行附則を第1項の附則といたしまして、施行期日という見出しを付しまして、第2項を追加をして、附則を第2項を追加をするものでございます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に日程第10、議案第53号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは議案第53号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成21年5月29日提出。由布市長。提案理由としまして、一般職の職員の期末手当等に関する暫定的な特例措置に準じて、条例の改正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。教育長につきましても、一般職、市長、副市長に準じまして改正を行うものでございまして、6月期支給の期末手当につきまして、「100分の160」を「100分の145」に、100分の15、月数にしましては0.15月分削減、凍結をするものでございます。この条例も同じく、附則につきましては項がございませんので、新たに現行附則を第1項にしまして、施行期日の見出しをつけ、新たに第2項を追加をするものでございます。以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で詳細説明が終わりました。次に、発議第2号について、提案理由の説明を求めます。23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 23番、山村です。皆さん、おはようございます。それでは、発議第2号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、報告いたします。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（平成22年法律第67号）第112条、及び由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定によ

り、提出をいたします。平成21年5月29日。市議会議長、三重野精二殿。提出者、由布市議会議員、山村博司。賛成者、由布市議会議員、丹生文雄、同じく、工藤安雄、同じく、小野二三人、同じく、久保博義、同じく、田中真理子、同じく、佐藤人巳、同じく、江藤明彦、同じく、太田正美、同じく、佐藤郁夫、同じく、新井一徳、同じく、高橋義孝。以上の議員です。すみません、久保博義議員でございます。提案理由につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の期末手当等に関する暫定的な特例措置に準じ、勘案考慮し条例の改正を行うものであります。次のページをお開き下さい。由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。内容につきましては、平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、第5条第2項の規程の適用については、同項中、「100分の160」とありますのを「100分の150」とし、公布の日から施行するものです。この条例改正の経過につきましては、全員協議会並びに行財政改革特別委員会を開催して検討、協議を行ってまいりました。この結果、21年6月に支給する期末手当について改正するものでございます。以上、皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で提案理由の説明が終わりました。お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。ここで休憩をいたします。再開は11時とします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。ここで、山村議員より先ほどの提案理由の説明に関して、発言の申し出がありますので、これを許可します。23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 23番、山村。それでは先ほど説明申し上げました議員報酬の件でございますが、発議第2号の提案理由につきまして追加の説明を申し上げます。本来、人事院臨時勧告によりますと、0.15月の凍結になりますが、当議会ではそれを0.1月として提案をいたしました。差額の0.05月分につきましては、由布市の地域経済活性化のために活用するため、由布市3商工会のお買い物券を通じ、由布市の経済の活性化に寄与しようとする事が確認されておりますことを申し添えておきたいと思っております。以上です。

○議長（三重野精二君） これより審議に入ります。まず日程第3、承認第2号、専決処分承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） いくつかお尋ねいたします。地方税法の一部を改正する法律の概要ということで立派な資料をいただきました。条例を見ただけでは全然分からなかったんですけど、これを見ると何が改正されたのかというのが一目瞭然で、非常によかったです。ぜひとも、国保の方なんかもこういうのを作って手元に持っていると思いますけども、議員の方にお配りしていただけるとありがたいというふうに思います。それでは中身に入っていきます。今回の条例はすでに公布してるということで、実は公布書を総務課に取りに行ったら、総務課にないということで。原課が持っているということで。私けしからんと思うんですよ。何を考えているんだと。公布するところ、公布するものも、その原本も持ってないと。掲示板に原本を貼っているからちゅうことらしいんですけども、いずれにしても、そこへんが旧抜間ではたぶん原本は総務課にあって、その写しを掲示してたように記憶してるんですよ。原本を見せてくれて言ったら見られたような気がしてます、今までは。原課が管理するちゅうのがどうも私には分らんのですけども、原課は起案文書を起こしたら、その起案の控えの中に原本の写しを差し込んでおられるわけですから、別に問題はないわけですよ。原課が管理する必要は。そういう点で、全て万事で、こうなると気になるのは、教育委員会の告示の文書は一体どうなっているんだろうか、あるいはまた福祉健康課、健康福祉課、事務所ですか。そこのやつは市長部局でどういうふうに扱われているんだろうかというのが全然気になりだして、一度そういうことについては、きちんとしたこちらも調査をして再度確認したいと思うんですけど、原則的にどうあるべきかというのを考えておられたら教えていただきたいというふうに思います。

2つ目は、口述で言われたんですけども、公布の年月日等が法律等で、実はこの法律、関連法案は3月27日の参議院で否決され、同日夕刻協議をし、協議が整わなかったんで衆議院で、3分の2の多数で再可決するということになりました。口述のなかで、公布が3月31日、4月1日施行と言われたんでその分はいいんですけども、実は、この中をずっと見てみますと、官報の中で調べましたら、一部農地法の分が空欄になっているんですね。附則の中に。それで気になったんですけども、そういう関係法令が今衆議院で検討中であるにもかかわらず、法律としてこんなのが通るのかなという気が、ちょっと私にはどうかと思うようになったんですけども、そのことにもちょっとお答えいただきたいんですけども、直接の関係は農地法の最後の方に、説明欄によりますと、一般農地、あるいは市街化区域の農地等に対して、調整措置や課税標準との関係でそれが該当するようになっていますけれども、法律がそういうふうに衆議院でまだ継続審議中であるにもかかわらず、そういうのが施行されるのかというのがちょっと気に

なりますんで教えていただきたいと思います。3点目です。これは一番先の第1条ですね。次のように改正する。第36条の2第4項中「第5号の5様式の」次に「、第5号の5の2様式」を加えるというふうになってます。施行規則の、要するに様式書類をうたっているんですけども、その実は条例の施行規則を見ますと、該当する号はないんですね。施行規則は法の施行規則と条例の施行規則があるんですけども、これをどっちをとるんかというのが私気になることなんですけども。ちなみに、由布市の施行規則の別表については、先般、1年前のこの議会で議論して、様式書類をきちっとしようということを約束したんですけども、気になって、様式書類、施行規則1号と2号を確認したら、全然整ってないんですね。1号はナンバーになってます。要するにナンバープレートのことなんです。2号は証明書。ナンバープレートの交付証明書になってるんですけども、交付申請書というのが1号になってましてね。だからこういう確認をしたのかどうか。様式書類について。それを改めて、施行規則はたとえ法の施行規則かもしれませんが、条例の施行規則について、そういう1年前に約束したことがきちっと守られているのかどうか。それについてお答えいただきたいと思います。さて、56条、58条というところに下がりますとね、それぞれ申告書を市長に出すというようになってんですけども、それに様式書類が定められてないんですね。56条、それと58条の2ですか。新たに今度付け加えられたやつ。その様式書類っちゅうのは一体どうなってるんかというのが気になったんで、お尋ねします。ずっと下がって、改正2条による分なんですけども、33ページ。これが2条による改正の新旧対照表なんですけども、32ページ、33ページにそれぞれ「法附則」という書き方をしています。これは地方税法の附則のことを指してんですけども、一番下の、7項を8項に変えるところには「附則第15条の9」っちなってます。いわゆる「法附則」が脱落してるんですね、法が。これは準則が明らかに間違い、国の示す準則っちゅうのはいつも間違ってるっちゅうことを前提に私は考えてるんですけども。こういうのはすぐ分かりやすいものなのにもかかわらず見落とししてね、そのままにしていると。たぶんうちの附則には15条の9ちゅううのはないと思うんですけど、それもお答えいただきたいと思います。3条による改正の対照表。34ページ、35ページを見て下さい。「この条例は」というのはいいんですけども、下の方に、36ページに、13項に「新条例附則」っちゅうのがあります。「新条例」などという言い方は私初めて聞くんですけどね。これは前の準則どおりで別にそのままにしていることなんで、先ほどの「法附則」と同じです。「新条例」ということでもいいのかどうか、確認をしたいというふうに思います。そして、3条の改正で末尾、40ページ見て下さい。改正前が24まであるようになってます。しかし、皆さんお手元の例規集を見ていただいたら分かるんですけども、22項までしかありません。23項、24項がいつ由布市で追加になったのか、それを教えていただきたいんですけども。ちなみに、例規集で、今回の分は

4月1日現在未施行の分が別になってるんで、非常に見づらいんですね。見づらい中で私も見落としがあるかとも思いますけども、以上の点、よろしくお願いします。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは8番、西郡議員の質疑にお答えをいたします。1点目の告示についてでございますが、議員ご指摘のとおり、総務課総務係の職務に分類をされております。そういったなかで、現在は「由布市条例規則告示等番号簿」というのを総務課が持っております。それに順次、番号を取って告示行為を行っておるということでございまして、改正等につきまして、専決を含めまして市長決済をとります。それがとれた段階で告示行為に入っていきますが、その段階で総務課の方で告示を實際するべきところを原課の方で行ったりしておるし、告示後の処理にしましても原課が保管しておったり、総務の方にも保管をしておったと。そういう状況がございます。そういった中で、今後につきまして、議員ご指摘のとおり、総務課で管理をきちっとするように徹底をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長です。8番議員の質問にお答えしたいと思います。まず1ページ目の36条の2についての様式等は、これはこの番号を使うか、様式番号を使うかということでございます。この住民税の申告につきましては、この様式番号を使って今後整備していきたいというように考えております。次に、4ページ目の54条、固定資産税の納税義務者等ということの中に、今回のご指摘の現在審議中の案件がございます。これにつきましては、県等と協議をしながら、これは審議し可決されれば即施行というかたちになるということでありまして、今回専決処分の中に加えていきました。6ページの58条の2、この様式等につきましては、示されていないんじゃないかなということでございます。これも今後整備していきたいというように考えております。それから2条による改正でございます。33ページのことです。これはご指摘のとおり、頭に「法」というのが抜けております。「法施行規則附則第7条」という表現になろうかと思います。これは準則がこのように「法」が抜けておりましたので、私どももうっかり「法」というのをつけ加えるのを忘れまして、大変申し訳ないと思っております。それから36ページの13項でございますけども、これにつきましては、「新条例附則第19条」という、この表現が正しいかどうかというのは、前回このような表現で例規の中に現在入っております。これは正しいかどうかというのは、今後検討していきたいと思っております。それと40ページの22と23項はいつかという表現でございますけども、これは後日確認をしまして、ちょっと報告をしたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 議案そのものなんですよ、これが。後日確認して報告したいということで、皆さんが議案として議決出来ることなのかどうかというのが私疑問なんですけどね。大至急調べて、その点確認していただけないですか。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 分かりました。

○議長（三重野精二君） ８番、西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 先ほどの様式の書類で、今後整備するということなんですけども、約束したのは総務部長なんです。新しい総務部長に聞きたいんですけどね、前の総務部長は「やる、やる」言うとしてね、そして「別表をきちっと載せろ。たった10号くらいしかないんだから、その表を載せたっていいじゃないか」と言うのにね、「いや、載せなくていい」と言い張ったんですけどね。私達が見て分かるように、やっぱりどういう様式書類かつちゅうのが分かるのが一番適切なんです。別表って書いて、省略って、略って書かれたらもうどうしようもないんですわ。改めてお尋ねしますが、今回は確認したら全然違うっていうような様式書類だったりしてるんですよ。だから、そういうことを無くすために、やっぱり別表を略さんできちっと載せて欲しいんですけど、その点どうですか。総務部長に聞きます。

○総務部長（吉野 宗男君） ８番議員さんにお答えいたします。昨年、私もこの席にいて、そういうお話は聞いておりますし、十分精査をしながら考えていきたいと思っております。（「お願いします」と言う者あり）

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

○議員（８番 西郡 均君） ちょっと待って。まだ質疑の途中じゃない。その36ページの23項、24項っていうのは元になんもないよ。ないやつを今度改正してるんや。どうなるわけ。

○議長（三重野精二君） 暫時休憩します。ちょっと協議を別室で行いたいということであります。再開を11時30分とします。それまで休憩して下さい。

午前11時24分休憩

午前11時31分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長です。8番議員の質問にお答えをしたいと思います。第3条による改正の中の34ページの中に、第1条第1項第1号の中に、「次条第23項及び第24項の規定」という、これが21年1月1日施行ですよという表現を使っております。この

例規の中で表現をいたしますと、平成20年4月30日条例第19号によりまして改正をしております。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 住民税による住宅ローンの特別控除等、いい部分もありますけれども、基本的に2番目の概要の証券税制については言語道断ですよ。原則20%課税を今年から元に戻すと、20%課税に言うたやつを、また半分の10%でいいですなんてことをして、大企業や大資産家の利益を図るようなことを。それを、今年でやめるち言うたやつを3年間もこれから延長するなんちゅうことを続けているわけですから、断じてこういうのは認めるわけにはいかないということで、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」は承認することに決定しました。次に、日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも法律の概要を見せていただくと、上の2つはいいですね。過疎振興法ともう1つ。しかし、3番目が問題ですよ。やっぱり誘致企業の固定資産税の優遇措置をまたさらに延長するなんちゅうことを平気でやるわけですから、これも大企業優遇の施策で国がとってる方策なんですけども、これを自治体に押し付けるということですね。これも断固反対です。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」は承認することに決定しました。次に、日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑に入る前に、先ほどの担当課長から修正説明があるとのことですので、これを許可します。保険課長。

○保険課長（生野 博文君） 保険課長です。詳細説明のときに、土地等の長期譲渡所得にかか

る特別控除の関係なんですけども、個人が平成21年及び22年中に譲渡と申したような記憶がございます。これは2年中に取得した土地を譲渡した場合に限り、ということでございますので訂正をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まず公布書を今手元に持っているかどうか教えて下さい。専決処分した条例の公布書の写しですね。公布した写しを持っているかどうか。それといくつかお尋ねいたします。限度額にかかる人ですね、9万円以上の方がどのくらい想定しておられたのか、教えていただきたいんですが。その点だけお願いします。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（生野 博文君） 8番議員さんの質問にお答えいたします。公布書の写しでございますけども、今ここにございませんで、昨日剥いだそうであります。それがまず1点です。それから2点目の、9万円から10万円に上げた場合の額なんですけども、21年度はまだ確定しておりませんので、22年度で説明したいと思います。22年度末で、被保険者世帯数が5,241世帯でありまして、9万円以上の世帯が80世帯であります。これを10万円に当てはめると、61世帯ということで金額にいたしますと、61万円の増となります。全体的に見ますと、約1.1%くらいにしかありません。9万円から10万円の間に、その差の、19世帯となりまして、平均しますと約4,000円になります。市といたしましては、これに対する約61万円ですから、上乘せという感じにはなりませんと思います。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私が聞いたのは、専決した条例の公布した公布書。言っている意味分かります。条例を総務課に届けて公布したわけでしょ。しかし、総務課にはその書類がないんですよ。おたくが持つてゐるはずなんやけども、それを今手元に持っていますかというのが私の聞いたことです。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（生野 博文君） 大変申し訳ありません。今この手元にはありません。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 最高限度額の引き上げは一般的に中間層の引き下げにつながるからいいんだというふうに言われますけども、それは国保も同じなんですよ。いわゆる中間層以下の国保料があまりに高過ぎるんですよ。そこに問題があるから、最高限度額を上げる度に、底も、全体を引き上げてしまうんで、これは今まで一貫して反対してきました。同じことです。国保の限度額上がろうと、介護保険の限度額上がろうと、要するに引き下げるという方向を根

本的にやらないで、限度額のだけの引き上げをやるというのはおかしいんです。元々、高く所得を持っている人は徹底的に取りやいいのに、こういう限度額で設定してなんか曖昧なやり方をして、下の、要するに一般的な保険料を引き下げるという方向に、根本的な手を入れないということに私は抗議して、これも反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これより承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は承認することに決定しました。次に、日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 先般、このお知らせがあったときに言ったんですけど、なんで法律も通っていないのに、こういうことを平気で地方自治体が請け負ってやるんかということが第1点。それと2点目。この原資は何かと言ったら、2万円の何とか給付金と同じで、ばら撒いて、あと補正予算であげえ何兆円も使って、その後は消費税でそれをあがいますよというやつなんですよ。だから、皆さんがこういう下請けみたいなことをやってもらっちゃ困るんですよ。なぜそういうことをやるのか。そこへんについてはどういうふうなお考えを持っているのか。「やれ、やれ」というつもりなのか、そのへんをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 今回の、先ほど私が説明をいたしました緊急臨時雇用の創出事業ということで、それとふるさとの雇用再生。これにつきましては、国は当初予算というふうに私は理解しております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 当初予算だったって、あなたの資料には21年度補正予算っちなってるじゃない。追加措置でね、緊急対策で1兆何千億円ということでやってるのは、全部今の新しい予算案に入ってるやつですよ、新年度予算に。あ、補正予算に。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 国の予算のことを言われているんだと思いますが、それで私は今回この緊急雇用、ふるさと雇用については国の予算は何かと言えば、当初予算。もうすでに成立、予算も議案もすでに通っているというように聞いておりますし、今第1次補正予算で呼ばれておるのは、今度6月の方でお出ししますけれども、臨時議会、もしくは追加になるかと思

いますが、経済危機対策、この部分が今国会の方で予算案は明日成立とかなんか言われておりますけども、関連法案はまだということで、そういう状況でございます。だから、今回お出しした専決分については、すでに国の当初予算に基づいたところの財源であるというふうに認識しているところです。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私も大分誤解の部分があるようですけども、基本的には財源も含めて、「やれ、やれ、わっしょい」式のやり方なんです。だから、そういう点で言えば、こういうことを、やはりきちっと見通して議論してやるということならいいけども、そこまでいなくて、国がやれって言うんだからやるっちなかたちじゃなくて、やはりきちっとした議論をして欲しいというふうに私は思います。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。これより承認第5号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 23 名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「平成21年度由布市一般会計補正予算（第1号）」は承認することに決定しました。次に、日程第7、議案第50号、高規格救急自動車の購入について、を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 予算措置は予算書のどこを見たらいいのでしょうか。

○消防長（浦田 政秀君） 消防長です。8番議員にお答えいたします。予算につきましては、平成20年度の一般会計補正予算の第6号の方で、繰越明許している分でございます。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第50号、高規格救急自動車の購入について、は原案の通り可決されました。次に日程第8、議案第51号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 提案理由や詳細説明で、人事院勧告並びに県の人事委員会の臨時勧告について触れられました。国や県は分かるんですけど、市町村はどういう立場をとるといふふうに法的になっているのか、そこへんを教えてくださいなんですが。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 国、県等の状況を見ながら、市長が決定しているという状況です。議会の議決をいただいてですね、実施をしているということになるかと思えます。色んな社会的な経済情勢もありますので、そういうところも勘案をしてですね。市長がを判断していくということになってまいります。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 地方公務員法にはそういうふうに書かれていますね。だけど不思議なんですけども、15万以上の市が人事委員会を置かなきゃならんとか、そういうふうに定められながら、それ以下の市町村はそういうふうに見て決めるとなっているんで。一番気になるのは労働組合との関係なんですけども、組合との合意形成はなっているのかどうか、そこへんについて、日時やそのちょっとした経過について教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 当然、勤務労働条件に該当いたしますので、この件につきましては、職員団体に協議をしております。そういう中で、交渉する中で、この減額については、6月期につきましてはご存知のとおり凍結というふうにされております。また、夏に人事院勧告も正確なものが、年間を通じたものが出てくるという状況になってまいりますので、そのときにこの凍結額、年間と比較して、大幅な減額等も予測をされるところでありますので、そういった状況を踏まえて、職員団体も今回の夏の6月期の支給の期末勤勉手当についても凍結やむなしというかたちで妥結、確認はいたしましたところがございます。改めて正規の人事院勧告を受けまして、再度また12月期はどうするかということも協議はしてまいりたいというふうを考えております。以上です。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第51号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、は原案のとおり可決されました。次に日程第9、議案第52号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第 5 2 号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、は原案のとおり可決されました。次に、日程第 1 0、議案第 5 3 号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 5 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第 5 3 号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、は原案のとおり可決されました。次に、日程第 1 1、発議第 2 号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発議第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、発議第 2 号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

---

○議長（三重野精二君） 市長、閉会挨拶。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成 2 1 年第 1 回臨時会閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は私ども提案いたしました全議案につきまして、ご承認、ご賛同いただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。さて、本格的に梅雨シーズンに入ってまいります。議員皆様方には、どうか健康に十分ご留意されまして、議員活動にご活躍されますようご祈念を申し上げます。なお、平成 2 1 年第 2 回定例会を 6 月 9 日に招集する予定にしていることをお伝え申し上げます。閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

たきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上をもちまして、本日の第1回臨時会は終了いたしました。第2回定例会も6月9日開会の予定でございます。議員各位には健康にご留意のうえ、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、閉会にあたりお礼の挨拶といたします。なお、明日30日は、湯布院の厚生年金病院の公的病院としての存続を願う集会在、湯布院健康温泉館で開催されます。議員各位には、積極的な出席をお願いいたします。引き続き、諸委員会が開催されます。関係委員の出席をお願いいたします。

これにて、平成21年第1回由布市議会臨時会を閉会をいたします。ご苦勞でありました。

午前11時56分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員